

環境厚生委員会資料

健 康 福 祉 部
令和7年12月12日・15日

1. 条例案

第155号議案

島根県心身障害者扶養共済制度条例及び島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(健康福祉総務課) … 1

第156号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(健康福祉総務課) … 3

2. 予算案

第142号議案

令和7年度島根県一般会計補正予算(第6号)
[関係分]

(健康福祉総務課) … 5

3. 報告事項

(1) 第二次島根県再犯防止推進計画(素案)について	(地域福祉課) ... 7
(2) 令和7年度(令和8年度研修開始)の医師臨床研修マッチング結果について	(医療政策課) ... 9
(3) しまねっ子すくすくプラン(島根県こども計画)の変更について	(子ども・子育て支援課) ... 11
(4) 災害薬事コーディネーターの任命について	(薬事衛生課) ... 23

【別冊資料】

別冊1 第二次島根県再犯防止推進計画(素案)

【第155号議案】

令和7年12月12日・15日
環境厚生委員会資料
健康福祉部健康福祉総務課

島根県心身障害者扶養共済制度条例及び島根県無料低額宿泊所の設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 提案理由

生活実態を基にした救済等の制度において、同性パートナーをその対象に含むことを明確化するため、関係条例について所要の改正を行う必要がある。

2. 条例の概要

(1) 島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正

島根県心身障害者扶養共済制度に加入できる者の定義を明記

条例で定める、当該制度に加入できる心身障害者の配偶者について、同性パートナーも対象と明記するため、次のとおり改正する。

改正前	改正後
心身障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻____と同様の事情にある者_____を含む。)	心身障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻 <u>関係</u> と同様の事情にある者 <u>(性別を問わない。)</u> を含む。)

(2) 島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

一の居室に同居できる「配偶者」の定義を明記

条例で定める、一の居室に2名以上で入居できる配偶者に、事実婚及び同性パートナーも含むことを明記するため、次とおり改正する。

改正前	改正後
<p>ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族_____と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族<u>(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（性別を問わない。）及び当該事情にある者の親族を含む。)</u>と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。</p>

3. 施行期日

公布の日

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

1. 提案理由

- ・児童福祉施設等に実施が義務付けられている健康診断は、幼稚園等の学校を対象にした学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないこととされているが、令和6年の地方分権改革に関する提案を受けて、国において制度の見直しが行われた。
- ・その結果、子どもの健康管理の円滑な実施に資するよう、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（いわゆる「国基準省令（参酌基準）」）等の改正が行われたため、関係する基準条例について所要の改正を行う必要がある。

2. 条例の概要

(1) 改正内容

ア 児童福祉施設等においては、次の①又は②の場合は、施設において健康診断の全部又は一部を行わないことができることとされているところ、今回の改正により、新たに、③の場合も、この対応をとれるようにすること。

①施設に入所する前に児童相談所等で健康診断が行われている場合

②児童が通学する学校で健康診断が行われている場合で、これらの健康診断の内容が施設で行うこととされている健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、施設がその結果を把握するとき。

③母子保健法第12条又は第13条に規定する乳幼児の健康診査の内容が施設の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、施設がその結果を把握するとき。

イ 引用する条項の整理

ウ その他規定の整理

(2) 改正する条例

条例の名称	改正内容
① 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	上記(1)のアからウまで
② 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	上記(1)のア及びウ
③ 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	上記(1)のアからウまで
④ 島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	上記(1)のイ
⑤ 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	上記(1)のイ及びウ

3. 施行期日

公布の日

【参考】母子保健法（抄）

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- (1) 満1歳6か月を超える満2歳に達しない幼児
- (2) 満3歳を超える満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

令和7年度11月補正予算案(初日提案分)

(健 康 福 祉 部)

一般会計

(単位:千円)

課 名	補正前の額		補 正 額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健 康 福 祉 総 務 課	2,747,206	2,441,095	0	0	2,747,206	2,441,095
地 域 福 祉 課	1,163,997	971,165	0	0	1,163,997	971,165
医 療 政 策 課	11,845,925	7,524,527	0	0	11,845,925	7,524,527
健 康 推 進 課	21,554,791	20,135,096	0	0	21,554,791	20,135,096
高 齢 者 福 祉 課	15,663,845	14,093,283	372,286	74,458	16,036,131	14,167,741
青 少 年 家 庭 課	3,596,960	2,377,603	0	0	3,596,960	2,377,603
子 ど も ・ 子 育 て 支 援 課	10,387,254	9,604,824	0	0	10,387,254	9,604,824
障 が い 福 祉 課	11,500,709	9,380,815	0	0	11,500,709	9,380,815
薬 事 衛 生 課	1,284,520	1,103,559	0	0	1,284,520	1,103,559
健 康 福 祉 部 計	79,745,207	67,631,967	372,286	74,458	80,117,493	67,706,425

■令和7年度11月補正予算案(初日提案分) 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課名 議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健 康 福祉 部	79,745,207	372,286	80,117,493	297,828	0	0	0	0	74,458
高齢者福祉課	15,663,845	372,286	16,036,131	297,828	0	0	0	0	74,458
1 福祉人材確保・育成事業費	21,073	372,286	393,359	-介護テクノロジー定着支援事業 介護現場の業務効率化を加速するため、国の補助制度を活用し、介護事業者による 介護ロボットやICT機器等の導入に要する経費を支援する予算を増額 [負担割合] 国 64/100 ・ 県 16/100 ・ 事業者 20/100					

令和7年12月12日・15日
環境厚生委員会資料
健康福祉部地域福祉課

第二次島根県再犯防止推進計画(素案)について

1. 第二次計画策定の趣旨

- ・令和3年6月に策定した現行の第一次計画が本年度末で終期を迎えるため、国の「第二次再犯防止推進計画」を踏まえ、第二次計画を策定するもの。
- ・第一次計画の取組を踏まえ、引き続き、犯罪をした者等の社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会づくりを図るため、関係機関・団体と連携しながら取り組むべき事項を定めた計画とする。

2. 計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」

3. 計画の期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

4. 計画の内容

(1) 基本方針

① 地域における「息の長い支援」

② 支援者間の連携、協働

③ 民間協力者の理解、支援活動の促進

(2) 施策の体系

重点課題	具体的な取組
1. 就労・住居の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県しまね若者サポートステーション等各就労支援機関による一人ひとりの実情に応じた就労支援 ・ 島根県居住支援協議会を通じて宅地建物取引業者、居住支援団体等と連携し、連帯保証人を求めない民間賃貸住宅の確保を推進 等
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域生活定着支援センターや県更生支援コーディネーターによる保健医療福祉のサービス利用に向けた支援、関係機関との連携強化 ・ 薬物依存症の治療・支援等ができる人材育成、ギャンブル等依存症に関する回復支援プログラムの普及 等
3. 子どもの非行の防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・若者総合相談センターにおける非行・犯罪問題を含む様々な問題への相談、居場所・社会体験・就労体験の提供等に取り組む市町への支援、センター未設置の町村への働きかけ 等
4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県暴力追放県民センターや矯正施設、保護観察所等の連携による暴力団離脱に向けた働きかけの充実や雇用の場の開拓 ・ 少年サポートセンターでの立ち直り支援 等
5. 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護観察所や更生保護団体等と連携し、保護司や協力雇用主等の確保に向けた啓発 ・ 「社会を明るくする運動」や再犯防止啓発月間を通じた広報・啓発活動や功績者の表彰 等
6. 地域による包摂の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事司法機関、更生保護、福祉・医療・雇用、行政が課題の共有や連携強化を図る「再犯防止推進委員会」の開催 ・ 更生支援に関する現状等の共有、意見交換を行う「地域再犯防止推進市町村等担当者会議」の開催 等

5. 計画策定スケジュール

令和7年 8月	第1回策定委員会（計画骨子の審議）
10月	環境厚生委員会に報告
11月	第2回策定委員会（計画素案の審議）
12月	環境厚生委員会に報告 パブリックコメントの実施
令和8年 2月	第3回策定委員会（計画案の審議）
3月	環境厚生委員会に報告 計画策定・公表

令和7年度（令和8年度研修開始）の医師臨床研修マッチング結果について

1. 県内臨床研修病院の結果

県内8病院の募集定員74人に対し、内定者数（マッチ者数）45人（前年度比▲9人）

（単位：人）

臨床研修病院	募集定員	内定者数 (マッチ者数)	前年度比
松江赤十字病院	10	8	▲2
松江市立病院	8	3	▲5
松江生協病院	3	2	▲1
島根大学医学部附属病院	24	5	▲4
島根県立中央病院	12	12	+2
大田市立病院	4	4	±0
浜田医療センター	7	7	+1
益田赤十字病院	6	4	±0
島根県内 合計	74	45	▲9

2. 県内臨床研修病院内定者数に占める出身大学別内訳

（単位：人）

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
募集定員	83	77	77	77	75	74	74
内定者数	51	49	54	54	56	54	45
島根大学	37	43	42	45	39	44	28
地域枠学生	20	24	31	29	26	23	18
一般枠学生	17	19	11	16	13	21	10
鳥取大学	10	2	11	5	13	8	12
その他大学	4	4	1	4	4	2	5

3. 県内臨床研修病院内定者が減少した要因

- (1) 県内の臨床研修病院に内定した島根大学医学部の学生が減少した（対前年度比▲16人）。
- ①地域枠での入学者が少なかった年度に当たり、地域枠学生の県内内定者が前年度より減少した。
 - ②一般枠（地域枠以外）で入学した学生の県内内定者が少なかった（令和元年度以降で最少）。
 - ③今年度は、島根大学医学部に在籍する県内出身者で県内病院を選んだ者が少なかった。

【県内病院を選択した県内出身者数】

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
県内出身の卒業（見込）者数	26人	24人	25人	26人	29人	27人	20人
県内の病院を選択した県内出身者	22人	19人	22人	18人	23人	23人	11人

- (2) 自院の臨床研修プログラム等の特色・魅力を、学生に対して十分に伝えられなかつた病院があつた。
- ①全国的に地方大学の附属病院の内定者が少ない傾向にあり、島根大学においても同様の状況にある。
 - ②内定者が減った松江市内の病院からは、臨床実習や見学を行う島根大学医学部の学生が少なかつたとの意見があつた。
 - ③一部の臨床研修病院では、病院の特色・魅力の発信が他院と比べて不足しており、関心を持ってもらえなかつた病院があつた。

4. 県内臨床研修病院で臨床研修医を増やすための対応

- (1) 県内高校生の島根大学医学部への進学促進

県内出身者は県内の臨床研修病院を選択する傾向にあるため、地域枠での入学を含め、島根大学医学部に進学する県内の高校生が増えるよう、引き続き、島根大学医学部、県教育委員会と連携して、県内の高校を訪問するなど働きかけを行っていく。

- (2) 県内臨床研修病院の特色・魅力を知る機会の創出

①島根大学医学部の学生、特に地域枠以外の学生に対して、県内臨床研修病院の特色・魅力を知る機会の提供が少ないことが考えられるため、島根大学医学部では、4年次の臨床実習前プログラムにおいて、学生全員が県内の臨床研修病院及び研修プログラムを学ぶことができるよう検討中。また、臨床研修病院においても、低学年次を対象とした県内の病院見学会の開催を検討中。

②島根大学医学部、臨床研修病院、しまね地域医療支援センターと連携し、SNSの活用など、島根県内を含む全国の医学生に対して、県内の臨床研修病院の魅力・特色を効果的に伝える手法を今後、検討。

しまねっ子すくすくプラン（島根県こども計画）の変更について

1. 概要

子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を含む「しまねっ子すくすくプラン（島根県こども計画）」を令和7年3月に策定したところであるが、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が令和8年4月から実施されることに伴い、計画必須記載事項の内容が新たに示されたことから、同計画について所要の変更を行うものである。

2. 変更内容

現計画の「第5章 教育・保育等の提供及び人材の確保・養成」に、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る次の事項を追加する。※別紙

- (1) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容
- (2) 乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

3. 計画変更スケジュール

- ・令和7年12月 環境厚生委員会に報告
　　島根県子ども・子育て支援推進会議（計画変更案に対する意見聴取）
　　計画変更・公表
- ・令和8年4月 乳児等通園支援事業開始

[参考] 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児又は幼児であって満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業

(変更案)

別紙

しまねっ子すくすくプラン（島根県こども計画）第5章（変更案）新旧対照表

変更後	変更前
<p>第5章 教育・保育等の提供及び人材の確保・養成</p> <p>第4章では、「基本理念II 重点推進事項3 幼児期までの子どもの育ちの支援（出産後から幼児期まで）」や「基本理念II 重点推進事項7 子育て当事者への支援」において、「教育・保育等の提供体制の確保・充実」、「幼児期の教育・保育の質の向上」、「保育士等の人材確保・育成・待遇改善」、「多様な保育ニーズへの対応」等について、島根県としての方向性を示したところです。</p> <p>一方、子ども・子育て支援法では、就学前の子どもに対する教育・保育等が適切に提供されるために提供体制の確保方策や教育・保育に携わる保育士、保育教諭、幼稚園教諭、並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保や質の向上に必要な支援の内容について、都道府県計画に具体的に記載し計画的に推進していくことが求められています。</p> <p>このため、第5章では、子ども・子育て支援法に定められたこれらの必須記載事項について、第4章で示した方向性を踏まえ、島根県の取組内容を示すことにより、質の高い教育・保育等の提供等を着実に推進し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが保障される環境の整備を図ることとしました。</p>	<p>第5章 教育・保育等の提供及び人材の確保・養成</p> <p>第4章では、「基本理念II 重点推進事項3 幼児期までの子どもの育ちの支援（出産後から幼児期まで）」や「基本理念II 重点推進事項7 子育て当事者への支援」において、「教育・保育等の提供体制の確保・充実」、「幼児期の教育・保育の質の向上」、「保育士等の人材確保・育成・待遇改善」、「多様な保育ニーズへの対応」等について、島根県としての方向性を示したところです。</p> <p>一方、子ども・子育て支援法では、就学前の子どもに対する教育・保育等が適切に提供されるために提供体制の確保方策や教育・保育に携わる保育士、保育教諭、幼稚園教諭、並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保や質の向上に必要な支援の内容について、都道府県計画に具体的に記載し計画的に推進していくことが求められています。</p> <p>このため、第5章では、子ども・子育て支援法に定められたこれらの必須記載事項について、第4章で示した方向性を踏まえ、島根県の取組内容を示すことにより、質の高い教育・保育等の提供等を着実に推進し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが保障される環境の整備を図ることとしました。</p>
<p>1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めます。</p>	<p>1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めます。</p>

その際、広域利用の実態を踏まえるとともに、教育・保育の認可、認定を行う際の需給調整の判断基準となることを考慮して設定します。

(2) 区域設定

市町村が定める教育・保育提供区域、広域利用の実態等を踏まえ、県が設定する区域は、全ての認定区分で市町村の区域（1市町村を1区域）とします。

2 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容、実施時期

(1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

(2) 基本的な考え方

本計画における各年度の教育・保育の量の見込みの算定及び各年度における提供体制の確保の内容及び実施時期は、各市町村計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとします。

(3) 各区域の量の見込み、提供体制の確保内容・実施時期

各区域における量の見込み、提供体制の確保内容及び実施時期は以下のとおりです。

<島根県全体>～<隠岐の島町区域> 〔表・略〕

その際、広域利用の実態を踏まえるとともに、教育・保育の認可、認定を行う際の需給調整の判断基準となることを考慮して設定します。

(2) 区域設定

市町村が定める教育・保育提供区域、広域利用の実態等を踏まえ、県が設定する区域は、全ての認定区分で市町村の区域（1市町村を1区域）とします。

2 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容、実施時期

(1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

(2) 基本的な考え方

本計画における各年度の教育・保育の量の見込みの算定及び各年度における提供体制の確保の内容及び実施時期は、各市町村計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとします。

(3) 各区域の量の見込み、提供体制の確保内容・実施時期

各区域における量の見込み、提供体制の確保内容及び実施時期は以下のとおりです。

<島根県全体>～<隠岐の島町区域> 〔表・略〕

3 認定こども園の需給調整に関する特例措置等

(1) 認定こども園の普及に係る考え方及び移行に必要な支援

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受入れられる施設であることを踏まえ、以下の取組を実施し、市町村の意向も踏まえ、移行を希望する施設を支援します。

- ① 認定こども園へ移行を希望する施設が、既存の補助制度等を円滑に活用し認定こども園へ移行できるよう支援します。
- ② 認可・認定権者として、移行を希望する施設、市町村からの相談に適切に対応します。
- ③ 供給過剰地域であっても、認定こども園へ移行を希望する施設が移行できるよう「需給調整に係る特例措置」の適切な運用を図ります。

(2) 需給調整に係る特例措置

供給過剰地域であっても、認定こども園へ移行を希望する幼稚園や保育所が、認定こども園に移行できるよう、「需給調整に係る特例措置」に基づき、以下のとおり、計画に定める区域の需要量に一定の数（以下、「計画に定める数」という。）を加えます。

幼稚園や保育所が、認定こども園へ移行する際は、当該区域の「量の見込み」と「計画に定める数」の合計数と当該区域の確保方策の合計数を比較し認可・認定を行います。

なお、計画に定める数は、今後の移行希望等を勘案し、次のとおり設定することとします。

<計画に定める数> [表・略]

3 認定こども園の需給調整に関する特例措置等

(1) 認定こども園の普及に係る考え方及び移行に必要な支援

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受入れられる施設であることを踏まえ、以下の取組を実施し、市町村の意向も踏まえ、移行を希望する施設を支援します。

- ① 認定こども園へ移行を希望する施設が、既存の補助制度等を円滑に活用し認定こども園へ移行できるよう支援します。
- ② 認可・認定権者として、移行を希望する施設、市町村からの相談に適切に対応します。
- ③ 供給過剰地域であっても、認定こども園へ移行を希望する施設が移行できるよう「需給調整に係る特例措置」の適切な運用を図ります。

(2) 需給調整に係る特例措置

供給過剰地域であっても、認定こども園へ移行を希望する幼稚園や保育所が、認定こども園に移行できるよう、「需給調整に係る特例措置」に基づき、以下のとおり、計画に定める区域の需要量に一定の数（以下、「計画に定める数」という。）を加えます。

幼稚園や保育所が、認定こども園へ移行する際は、当該区域の「量の見込み」と「計画に定める数」の合計数と当該区域の確保方策の合計数を比較し認可・認定を行います。

なお、計画に定める数は、今後の移行希望等を勘案し、次のとおり設定することとします。

<計画に定める数> [表・略]

(3) 認定こども園の目標設置数及び設置時期

認定こども園目標設置数は、移行希望はあるものの移行時期を検討している施設が多いことから、保育所等に対する認定こども園への移行希望調査結果等を参考として、目標設置数とします。

<区域別の目標設置数> [表・略]

(4) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の発達は連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいことから、発達に応じた子育て支援を安定的に提供していく必要があります。

また、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たしていることを踏まえ、入所している施設に関わらず、質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障する必要があります。

県としては、平成30（2018）年度に設置した島根県幼児教育センターを中心に、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の確実な実施、幼児教育施設と小学校との円滑な連携・接続、子育て支援等を幼児教育施設が実施できるよう、県主催の研修実施、市町村担当による助言・指導への同行支援、市町村主催の研修を支援等、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に取り組んでいきます。

また、「しまねの架け橋期の教育ガイド（令和7（2025）年3月策定）」も活用しながら、市町村、幼児教育施設、県、家庭（保護者）及び地域が一体となって幼児教育の質の向上に取り組むよう、理解の促進を図ります。

そして、市町村及び幼児教育施設が、幼児教育の質の向上に主体的に取り組むことができるための体制の整備を支援します。

(3) 認定こども園の目標設置数及び設置時期

認定こども園目標設置数は、移行希望はあるものの移行時期を検討している施設が多いことから、保育所等に対する認定こども園への移行希望調査結果等を参考として、目標設置数とします。

<区域別の目標設置数> [表・略]

(4) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の発達は連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいことから、発達に応じた子育て支援を安定的に提供していく必要があります。

また、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たしていることを踏まえ、入所している施設に関わらず、質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障する必要があります。

県としては、平成30（2018）年度に設置した島根県幼児教育センターを中心に、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の確実な実施、幼児教育施設と小学校との円滑な連携・接続、子育て支援等を幼児教育施設が実施できるよう、県主催の研修実施、市町村担当による助言・指導への同行支援、市町村主催の研修を支援等、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に取り組んでいきます。

また、「しまねの架け橋期の教育ガイド（令和7（2025）年3月策定）」も活用しながら、市町村、幼児教育施設、県、家庭（保護者）及び地域が一体となって幼児教育の質の向上に取り組むよう、理解の促進を図ります。

そして、市町村及び幼児教育施設が、幼児教育の質の向上に主体的に取り組むことができるための体制の整備を支援します。

4 乳児等通園支援事業に係る教育・保育等の一体的提供及び教育・保育等の推進に関する体制の確保

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との連携及び乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行います。

また、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、広域利用の実態を踏まえ、預かり保育事業や認可外保育施設等に係る基本的な情報について、市町村相互間及び市町村と県での連携を図ります。

6 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の確保及び資質の向上に必要な支援

(1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、質の高い教育・保育、地域型保育事業、乳児等通園支援事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、それに従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項（従事する見込数を含む。）を定めることとされています。

〔新設〕

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行います。

また、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、広域利用の実態を踏まえ、預かり保育事業や認可外保育施設等に係る基本的な情報について、市町村相互間及び市町村と県での連携を図ります。

5 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の確保及び資質の向上に必要な支援

(1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、質の高い教育・保育、地域型保育事業、乳児等通園支援事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、それに従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項（従事する見込数を含む。）を定めることとされています。

(2) 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の確保

質の高い教育・保育、地域型保育事業、乳児等通園支援事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、保育士、保育教諭、幼稚園教諭を確保することが必要です。確保のためには、人材養成及び就業の促進を総合的に推進していく必要があることから、総合的な取組を行い、必要見込み人数の確保を図っていきます。

なお、既存施設の認定こども園への移行状況等により、必要となる保育士、保育教諭、幼稚園教諭の数は変動することが予想されることから、認定こども園への移行状況等を踏まえ適時見直しをすることとします。

①教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援を行う者の必要見込み数

(算定方法)

ア 令和5年社会福祉施設等調査等の年齢区分別利用児童数から、最低基準上必要な保育士、保育教諭数を算出

イ 令和5年社会福祉施設等調査等の保育士、保育教諭数（常勤換算数）とアの結果を比べ、最低基準にどの程度上乗せされているか、算出

ウ イで算出した上乗せ割合が今後も続くものと仮定し、数値を算出

エ 乳児等通園支援事業の県内市町村別の確保方策に対して、最低基準上必要な保育士数を算出し、ウの数値に加算

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育士	精査中				
保育教諭	436	422	407	387	374
幼稚園教諭	159	155	149	140	136

※幼稚園教諭は、国の「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に記載する特定教

(2) 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の確保

質の高い教育・保育、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、保育士、保育教諭、幼稚園教諭を確保することが必要です。確保のためには、人材養成及び就業の促進を総合的に推進していく必要があることから、総合的な取組を行い、必要見込み人数の確保を図っていきます。

なお、既存施設の認定こども園への移行状況等により、必要となる保育士、保育教諭、幼稚園教諭の数は変動することが予想されることから、認定こども園への移行状況等を踏まえ適時見直しをすることとします。

①教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援を行う者の必要見込み数

(算定方法)

ア 令和5年社会福祉施設等調査等の年齢区分別利用児童数から、最低基準上必要な保育士、保育教諭数を算出

イ 令和5年社会福祉施設等調査等の保育士、保育教諭数（常勤換算数）とアの結果を比べ、最低基準にどの程度上乗せされているか、算出

ウ イで算出した上乗せ割合が今後も続くものと仮定し、数値を算出

〔新設〕

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育士	4,640	4,468	4,306	4,126	3,994
保育教諭	436	422	407	387	374
幼稚園教諭	159	155	149	140	136

※幼稚園教諭は、国の「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に記載する特定教

育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出例（改訂版）」を参考に、「学校基本調査（令和6年度）」に基づく実態を加味して算出

※エの保育士数は、令和7年11月時点の県内市町村の乳児等通園支援の確保方策をもとに算出

②保育の現状

令和5（2023）年度に県が実施した「島根県保育士確保等に関する実態調査」の結果では、平成30（2018）年度調査と比較し、県内全域で保育士の充足率が下がっており、保育士数にゆとりがなく、勤務の負担が大きくなっています。特に年度中途の保育士確保はより困難な状況が見受けられます。

さらに、保育現場を離職された正規職員のうち、半数が5年未満で離職しているなど、労働条件、賃金等の処遇の改善及び労働環境の改善等による保育士の職場定着が課題となっています。

③人材確保の取組

保育ニーズや保育現場で抱える課題に応え、保育士確保のための様々な取組を、関係機関と連携しながら積極的に進めます。

- ・指定保育士養成施設、保育団体、労働局、県社協等の関係機関で構成する「島根県保育士・保育所支援センター運営会議」を開催し、引き続き保育士確保・定着等に関する課題の共有や取組の検討を行います。
- ・新卒者の県内への就業促進のために、修学資金・家賃等の貸付や県内外の指定保育士養成施設でのガイダンスや就職相談会等を実施します。また、県外指定保育士養成施設に在籍する学生が県内で保育実習等を行う際の旅費助成を行います。
- ・潜在保育士の再就職支援のために、引き続き保育士・保育所支援センター、保育士再就職コーディネーター、しまね保育人材バンクを活用し、就職相談や情報提供、求人保育所とのマッチング等を行います。

育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出例（改訂版）」を参考に、「学校基本調査（令和6年度）」に基づく実態を加味して算出

〔新設〕

②保育の現状

令和5（2023）年度に県が実施した「島根県保育士確保等に関する実態調査」の結果では、平成30（2018）年度調査と比較し、県内全域で保育士の充足率が下がっており、保育士数にゆとりがなく、勤務の負担が大きくなっています。特に年度中途の保育士確保はより困難な状況が見受けられます。

さらに、保育現場を離職された正規職員のうち、半数が5年未満で離職しているなど、労働条件、賃金等の処遇の改善及び労働環境の改善等による保育士の職場定着が課題となっています。

③人材確保の取組

保育ニーズや保育現場で抱える課題に応え、保育士確保のための様々な取組を、関係機関と連携しながら積極的に進めます。

- ・指定保育士養成施設、保育団体、労働局、県社協等の関係機関で構成する「島根県保育士・保育所支援センター運営会議」を開催し、引き続き保育士確保・定着等に関する課題の共有や取組の検討を行います。
- ・新卒者の県内への就業促進のために、修学資金・家賃等の貸付や県内外の指定保育士養成施設でのガイダンスや就職相談会等を実施します。また、県外指定保育士養成施設に在籍する学生が県内で保育実習等を行う際の旅費助成を行います。
- ・潜在保育士の再就職支援のために、引き続き保育士・保育所支援センター、保育士再就職コーディネーター、しまね保育人材バンクを活用し、就職相談や情報提供、求人保育所とのマッチング等を行います。

- ・小中高生を対象に、保育士の仕事に実際に触れる機会の提供や保育士の魅力発信を目的とした動画の作成・周知等により、将来の職業選択の参考となるよう取り組みます。
- ・離職防止・職場定着のための働きやすい職場づくりの取組支援や、新人職員研修の実施等、保育士の職場定着を図ります。
- ・保育士資格を有していない保育従事者や保育士の幼稚園教諭免許状の取得及び幼稚園教諭の保育士資格の取得を支援します。

<主な取組> [略]

(3) 職員の資質の向上

質の高い教育・保育、地域型保育事業、乳児等通園支援事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の実施に当たって基本となるのは人材であることから、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の資質の向上を図る必要があります。

また、離職防止のための研修の実施等、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の職場定着を図る必要があります。

島根県幼児教育センターを中心に、園内研修の支援や研修会の開催により、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の資質の向上に取り組みます。

- ・小中高生を対象に、保育士の仕事に実際に触れる機会の提供や保育士の魅力発信を目的とした動画の作成・周知等により、将来の職業選択の参考となるよう取り組みます。
- ・離職防止・職場定着のための働きやすい職場づくりの取組支援や、新人職員研修の実施等、保育士の職場定着を図ります。
- ・保育士資格を有していない保育従事者や保育士の幼稚園教諭免許状の取得及び幼稚園教諭の保育士資格の取得を支援します。

<主な取組> [略]

(3) 職員の資質の向上

質の高い教育・保育、地域型保育事業 _____ 及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の実施に当たって基本となるのは人材であることから、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の資質の向上を図る必要があります。

また、離職防止のための研修の実施等、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の職場定着を図る必要があります。

島根県幼児教育センターを中心に、園内研修の支援や研修会の開催により、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の資質の向上に取り組みます。

<保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の資質向上及び職場定着のための主な取組>

	保育士 【保育所等】	保育教諭 【幼保連携型認定こども園】	幼稚園教諭 【幼稚園】
初任	保育士等キャリアアップ研修 【保育実践】 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。 ※幼稚園教諭、保育教諭も参加可能	新規採用幼保連携型認定こども園 保育教諭研修 法令に基づく現職研修（実践的指導力の向上）	新規採用幼稚園教諭研修 法令に基づく現職研修（実践的指導力と使命感の向上、幅広い知見の獲得）
中堅	保育士等キャリアアップ研修 【各分野】 ※テーマ研修を参照	中堅保育教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、中核的な役割を果たす上で必要な資質能力の向上）	中堅教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、幼稚園運営、若手教員の指導力等の資質能力の向上）
テーマ研修	幼児教育推進研修 幼児教育に関する内容や保育技術、幼児教育施設の運営・管理に関する専門的な知識を身に付け、実践的指導力を高める。 保育教諭・幼稚園教諭・保育士合同研修 保育教諭・幼稚園教諭・保育士等が合同で相互理解的な研修を行うことで、要領・指針が求めている保育・教育の共通理解を図る。	中堅保育教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、幼稚園運営、若手教員の指導力等の資質能力の向上）	中堅教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、幼稚園運営、若手教員の指導力等の資質能力の向上）
職務研修	学校安全研修 学校安全の現状と課題等について理解することにより、教職員の指導力及びミドルリーダーとしての資質を向上させ、各学校における学校安全の推進・充実に資する。 通級による指導担当教員等研修 通級による指導担当教員の幅広い専門性と教室運営や指導の在り方についての識見を養い、その資質の向上を図ることで、通級指導教室の適切な運営をすすめ、もって特別支援教育の充実に資する。	中堅保育教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、幼稚園運営、若手教員の指導力等の資質能力の向上）	中堅教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、幼稚園運営、若手教員の指導力等の資質能力の向上）
能力開発研修	就学前人権・同和教育講座 幼児期における人権・同和教育について理解を深めることで、子ども一人一人を大切にした幼児教育・保育の実践力向上につなげる。 子ども理解と支援講座 本講座を通して、子どもの心理面や発達特性から理解を深めることやそれを踏まえたかかわりを知り、相手に応じた支援の意欲や資質を高めることを目指す。 愛着（アタッチメント）形成に課題を抱える子どもの理解と支援講座 子どもが愛着形成をしていく過程及び課題について理解を深め、そのことを踏まえた関わりを考え、支援を行う資質を高める。 「個別の教育支援計画」でつなげる支援・つながる支援講座 個別の教育支援計画の意義や目的、関係機関との連携のあり方について理解を深め、障がいのある児童生徒一人一人に適切な支援を行う実践力の向上を図る。 教職員のかかわる力を高める実践講座 本講座の体験的な演習を通して、よりよいかかわりについて実感をともなった理解を深め、日々の教育活動に即生かせる実践力を高めることを目指す。 不登校の理解と支援講座 本講座を通して、不登校についてその要因や背景、支援のあり方について理解を深め、よりよい支援を行っていこうとする意欲や資質を高めることを目指す。	中堅保育教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、幼稚園運営、若手教員の指導力等の資質能力の向上）	中堅教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、幼稚園運営、若手教員の指導力等の資質能力の向上）

<保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の資質向上及び職場定着のための主な取組>

	保育士 【保育所等】	保育教諭 【幼保連携型認定こども園】	幼稚園教諭 【幼稚園】
初任	保育士等キャリアアップ研修 【保育実践】 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。 ※幼稚園教諭、保育教諭も参加可能	新規採用幼保連携型認定こども園 保育教諭研修 法令に基づく現職研修（実践的指導力の向上）	新規採用幼稚園教諭研修 法令に基づく現職研修（実践的指導力と使命感の向上、幅広い知見の獲得）
中堅	保育士等キャリアアップ研修 【各分野】 ※テーマ研修を参照	中堅保育教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、中核的な役割を果たす上で必要な資質能力の向上）	中堅教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、幼稚園運営、若手教員の指導力等の資質能力の向上）
テーマ研修	幼児教育推進研修 幼児教育に関する内容や保育技術、幼児教育施設の運営・管理に関する専門的な知識を身に付け、実践的指導力を高める。 保育教諭・幼稚園教諭・保育士合同研修 保育教諭・幼稚園教諭・保育士等が合同で相互理解的な研修を行うことで、要領・指針が求めている保育・教育の共通理解を図る。	中堅保育教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、幼稚園運営、若手教員の指導力等の資質能力の向上）	中堅教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、幼稚園運営、若手教員の指導力等の資質能力の向上）
職務研修	学校安全研修 学校安全の現状と課題等について理解することにより、教職員の指導力及びミドルリーダーとしての資質を向上させ、各学校における学校安全の推進・充実に資する。 通級による指導担当教員等研修 通級による指導担当教員の幅広い専門性と教室運営や指導の在り方についての識見を養い、その資質の向上を図ることで、通級指導教室の適切な運営をすすめ、もって特別支援教育の充実に資する。	中堅保育教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、幼稚園運営、若手教員の指導力等の資質能力の向上）	中堅教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、幼稚園運営、若手教員の指導力等の資質能力の向上）
能力開発研修	就学前人権・同和教育講座 幼児期における人権・同和教育について理解を深めることで、子ども一人一人を大切にした幼児教育・保育の実践力向上につなげる。 子ども理解と支援講座 本講座を通して、子どもの心理面や発達特性から理解を深めることやそれを踏まえたかかわりを知り、相手に応じた支援の意欲や資質を高めることを目指す。 愛着（アタッチメント）形成に課題を抱える子どもの理解と支援講座 子どもが愛着形成をしていく過程及び課題について理解を深め、そのことを踏まえた関わりを考え、支援を行う資質を高める。 「個別の教育支援計画」でつなげる支援・つながる支援講座 個別の教育支援計画の意義や目的、関係機関との連携のあり方について理解を深め、障がいのある児童生徒一人一人に適切な支援を行う実践力の向上を図る。 教職員のかかわる力を高める実践講座 本講座の体験的な演習を通して、よりよいかかわりについて実感をともなった理解を深め、日々の教育活動に即生かせる実践力を高めることを目指す。 不登校の理解と支援講座 本講座を通して、不登校についてその要因や背景、支援のあり方について理解を深め、よりよい支援を行っていこうとする意欲や資質を高めることを目指す。	中堅保育教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、幼稚園運営、若手教員の指導力等の資質能力の向上）	中堅教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、幼稚園運営、若手教員の指導力等の資質能力の向上）

	保育士 【保育所等】	保育教諭 【幼保連携型認定こども園】	幼稚園教諭 【幼稚園】
保育士等キャリアアップ研修 （続き）	乳児保育		
	乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	幼児教育		
	幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	障がい児保育		
	障がい児保育に関する理解を深め、適切な障がい児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障がい児保育を行う力を養い、他の保育士等に障がい児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	食育・アレルギー対応		
	食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行なうことができる力を養う。他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	保健衛生・安全対策		
	保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
テーマ研修（続き）	保護者支援・子育て支援		
	保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行なうことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	マネジメント		
	主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。		
	島根県私立幼稚園教育研修会 島根県私立幼稚園地区別教育研修会 私立幼稚園の資質向上を図る。		
	保育士等の働きやすい職場づくりセミナー		
	保育士等の職場定着を高めるため、保育所等の労務環境の改善等を図るとともに、不適切な保育等防止のためのセミナーを併せて開催し、「保育の質」向上等を図る。		
	島根県私立幼稚園教育研修会 島根県私立幼稚園地区別教育研修会 私立幼稚園の資質向上を図る。		
	保育士等の働きやすい職場づくりセミナー		
	保育士等の職場定着を高めるため、保育所等の労務環境の改善等を図るとともに、不適切な保育等防止のためのセミナーを併せて開催し、「保育の質」向上等を図る。		
子育て支援員※	<p style="text-align: center;"><u>子育て支援員</u></p> <p style="color: red;">教育・保育施設等で従事する者を確保し、「保育の質」の向上を図るために、子育て支援員研修において必要な研修を実施する。</p> <p style="color: red;">※地域で子育て支援等の仕事に関心を持つ方に対して、必要となる知識や技術等を習得するための研修</p>		

〔表・新設〕

7 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に必要な支援

○子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業に従事する者の半数は放課後児童支援員であることが求められていることから、放課後児童支援員の認定資格研修を実施していきます。また、放課後児童クラブ運営アドバイスや児童支援ノウハウの助言等を行う人材を配置し、放課後児童支援員等の質の向上を支援していきます。

○利用者支援事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業等を安定的に提供していくためには、保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得した人材を育成することが必要となります。このため、子育て支援員の養成研修を実施していきます。

○質の高い地域子ども・子育て支援事業の実施に当たって基本となるのは人材であることから、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業等のキャリアアップ研修を実施することにより、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質の向上に取り組みます。

6 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に必要な支援

○子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業に従事する者の半数は放課後児童支援員であることが求められていることから、放課後児童支援員の認定資格研修を実施していきます。また、放課後児童クラブ運営アドバイスや児童支援ノウハウの助言等を行う人材を配置し、放課後児童支援員等の質の向上を支援していきます。

○利用者支援事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業等を安定的に提供していくためには、保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得した人材を育成することが必要となります。このため、子育て支援員の養成研修を実施していきます。

○質の高い地域子ども・子育て支援事業の実施に当たって基本となるのは人材であることから、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業等のキャリアアップ研修を実施することにより、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質の向上に取り組みます。

災害薬事コーディネーターの任命について

1. 経緯

- ・国は、これまでの大規模災害を踏まえ、令和4年に、各都道府県に大規模災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部を設置することとしたが、その際、保健医療福祉調整本部の構成員として、災害薬事コーディネーターが含まれることを示した。
- ・この災害薬事コーディネーターについては、令和5年に、「都道府県が設置する保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療福祉活動の調整等を担う本部において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師」として示された。
- ・令和7年3月、「災害薬事コーディネーター活動要領」により具体的な業務が示されたことから、島根県においても、この度、設置することとした。

2. 島根県災害薬事コーディネーターの役割

- ・災害薬事コーディネーターは、島根県保健医療調整本部に属し、薬事衛生課と情報共有しながら、被災情報等の収集、薬剤師の派遣調整、医薬品等の搬送調整等の業務について、一般社団法人島根県薬剤師会各支部等に指示する。
- ・一般社団法人島根県薬剤師会各支部等は、災害薬事コーディネーターの指示を受け、保健所薬事担当課と情報共有しながら、各支部員等を通じた被災情報等の収集、各支部等薬剤師の派遣調整、医薬品等の搬送調整等の業務を行う。

3. 災害薬事コーディネーターの任命

- ・一般社団法人島根県薬剤師会及び島根県病院薬剤師会から推薦を受けた者を令和8年1月1日付けで任命する予定。

島根県災害薬事コーディネーター

- ・災害薬事コーディネーターは、島根県保健医療調整本部に属し、薬事衛生課と情報共有しながら、被災情報等の収集、薬剤師の派遣調整、医薬品等の搬送調整等の業務について県薬各支部等に指示する。
- ・県薬各支部等は、災害薬事コーディネーターの指示を受け、保健所薬事担当課と情報共有しながら、各支部員等を通じた被災情報等の収集、各支部等薬剤師の派遣調整、医薬品等の搬送調整等の業務を行う。

